

危険行為に関する誓約書

20 年 月 日

公益財団法人
三重県文化振興事業団 理事長 様

団体名

住 所

氏 名

電 話

三重県総合文化センター内で下記の行為を行います。その際には、センターの指示に従います。また、危険のないように安全策を施し、十分注意します。なお、万一事故が生じた場合は、当方で一切の責任を負い、センターにご迷惑はおかけしません。

記

1 催し物の名称

2 施 設 名

3 催し物の期間 20 年 月 日 (曜日) 時 分から
20 年 月 日 (曜日) 時 分まで

4 行 為 の 内 容

総務部長	センター長	課 長	受 付

下記行為、その他会館側が危険と判断する行為があった場合、又はその予兆が認められた場合は三重県総合文化センター条例第十六条及び第十七条二項、七項により会館側の判断で催事を中止し安全確保のため舞台並びに客席の照明を全照する場合があります。

- ・ 観客の殺到や客席内に混乱が認められる場合
- ・ 異常な興奮状態や、大勢による威力暴力行為がある場合
- ・ ライブ演奏時等のダイブ行為及びこれに類する行為
- ・ 禁止行為（喫煙・裸火・危険物品持込み・避難誘導灯消灯等）の解除の承認・許可申請書通りの火災予防上講ずる措置を怠る場合
- ・ 指定場所以外での飲食及び喫煙を行う場合
- ・ 会館側の指示に従わない場合

根拠となる関係条例、規程（抜粋）

三重県総合文化センター条例（平成六年三月二十九日三重県条例第五号）

（利用者等に対する指示）

第十六条 指定管理者は、三重県総合文化センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

（利用の制限等）

第十七条 指定管理者は次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

三重県総合文化センター管理規程

（禁止事項）

第12条 利用者等は、次に掲げる禁止事項に違反してはならない。

(1) 立ち入り禁止区域や利用許可・承認を受けていない施設への立ち入り。

(2) 火気・危険物・動物・その他施設管理上不適切であると認められる物品等の持込み。（許可を得ている場合を除く。）

(3) ホールにおいて、客席から身を乗り出すなど身体落下の危険につながる行為や、他の来場者等の事故につながる危険な行為。

(4) 指定場所以外での喫煙、飲食。

(5) 避難口及び避難通路を塞ぐ行為。

(6) 各施設を破損又は汚損する行為。

(11) 公序良俗に反する行為。

(13) 利用施設外（広場含む）に影響のある音量・臭気（悪臭）・振動を発生させる行為。

（利用者の義務及び安全管理）

第13条 利用者は、次に掲げる事項の義務及び安全管理を遵守しなければならない。

(1) 前号の禁止事項を遵守し、来場者に対して徹底すること。

(2) 利用者は、「会場責任者」を選任し、会場責任者は、利用時間内は常駐し、利用施設及び催し全般について適切な管理を行うこと。

(3) 災害・緊急事態発生時に備えて以下の内容を確認の上、必要な計画を立てるとともに当日の係員に徹底すること。

1 災害や事故などに備え、開場前に避難口、避難誘導方法、消火器の位置などを予め確認すること。

2 災害発生の際、利用者は避難誘導員を配置し当事業団職員と連携して、来場者の避難誘導を行うこと。

3 利用者は、利用時間内の利用施設の管理、来場者の整理・案内、盗難・火災・事故の防止に努めること。また、災害・急病・けが人等が発生した場合は、放送設備の利用など必要な対策を講じ、適切に対応すること。

4 催しの内容等により必要があるときは、利用者が警備会社等への委託又は警備担当者を配置し、事故・盗難等の防止に努めること。また、貴重品の管理は、利用者の責任において行うこと。盗難等の事故に関して、当事業団では一切の責任を負わない。

5 利用時間内に利用施設内において発生した事故等については、利用者・催し関係者のみならず来場者の行為に起因することであっても、すべて利用者側で責任を負うこと。

6 万一に備え、利用者は必要に応じて適切な保険に加入すること。

(4) 利用者は、搬入から撤去・搬出まで、当事業団職員の指示に従って安全管理に努め、スタッフ、参加者、来場者等の安全に留意すること。ホール舞台上での搬入・準備（仕込）、撤去・搬出作業及び、施設内での高所作業にはヘルメットと安全帯を着用すること。

(5) 利用者は、当事業団職員の指示に従うこと。

(6) 利用者は、利用を終了したときは、速やかに原状に戻すこと。

(7) 施設管理上必要があると認められる場合、当事業団職員の利用施設への立入を妨げないこと。

(8) 利用者は施設内を清潔に保つよう努めること。

（免責および損害賠償義務）

第14条 利用者等は、故意又は過失によりセンターの施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。